

令和元年改正会社法の概要

～役員報酬関係～

ウイリス・タワーズワトソン

2020年11月30日

本稿の内容は2019年12月11日公布「会社法の一部を改正する法律」及び2020年11月27日公布「会社法施行規則等の一部を改正する省令」を基礎とし、一定の解釈や推測を含むものです。記載内容の正確性・解釈等に関しては規制当局や各社の顧問弁護士等に必ずご確認ください。

役員報酬に係る改正会社法の概要（全体像）

2021年3月1日より適用
2019年12月11日公布「会社法の一部を改正する法律」
及び2020年11月27日公布「会社法施行規則等の一部
を改正する省令」に基づく

改正の背景（政府の課題認識）

- 取締役の個人別の報酬の内容は、（株主総会ではなく）取締役会又は代表取締役が決定していることが多い
- 報酬は、取締役に適切な職務執行のインセンティブを付与する手段となり得るものであり、これを適切に機能させ、その手続を透明化する必要がある

主な改正点(要旨)	
客観性・透明性 及び 適切性の確保	(a) 上場会社等(指名委員会等設置会社を除く)において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の 個人別 の報酬等の内容が定款又は株主総会の決議により定められていない場合は、 取締役会は、その決定方針を定め、その概要等を開示 しなければならないものとする
	(b) 取締役の報酬等として 株式又は新株予約権を付与する場合の株主総会決議事項に、株式又は新株予約権の数の上限等 を加える
	(c) 取締役の報酬等の上限(確定額)を改定する議案を株主総会に提出する場合は、その合理性や相当性について株主総会で説明しなければならないものとする ※不確定額や非金銭報酬等に係る議案については、現行法において既にその説明が義務づけられている
	(d) 事業報告による 情報開示を充実 させる (代表取締役等への委任に関する事項の開示を含む)
株式報酬の実務 上の分かりやすさ 及び 利便性の向上	(e) 上場会社が取締役の報酬として株式を発行する場合には、出資の履行を要しないものとする
	(f) ストック・オプションとして新株予約権を発行する場合には、権利行使価格をゼロ円に設定することができるものとする

詳細は
次頁

詳細は
次々頁

「報酬等の決定方針」の内容

2021年3月1日より適用
2020年11月27日公布「会社法施行規則等の一部を改正する省令」に基づく

「報酬等の決定方針」として取締役会で決定すべき内容(要旨)

- **個人別の報酬等の額・数又はその算定方法の決定に関する方針**
 - 報酬の種類別(業績連動報酬等、非金銭報酬等、その他の報酬等)に決定が必要
 - 業績連動報酬等については業績指標(KPI)の内容についても決定が必要
 - 非金銭報酬等は金銭報酬と引き換えに交付する株式報酬を含み、また、その内容についても決定が必要
- **個人別の種類別の報酬等(業績連動報酬等、非金銭報酬等、それ以外の報酬等)の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針**
- **報酬等の支給時期又は支給条件の決定に関する方針**
- **個人別の報酬等の決定を取締役その他の第三者に委任することとするときは次の事項**
 - 委任を受ける者の氏名又は地位・担当
 - 委任する権限の内容
 - 委任した権限が適切に行使されるために講ずる措置の内容(講ずる措置を定める場合)
- **個人別の報酬等の内容についての決定の方法 (取締役等への委任に係る事項を除く)**
- **その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項**

事業報告開示の内容

2021年3月決算企業より適用
2020年11月27日公布「会社法施行
規則等の一部を改正する省令」に基づく

開示が求められる主な内容(要旨)

報告事業年度 に係る 支給実績等の 開示	<p>① 役員区分ごとに種別(業績連動報酬等、非金銭報酬等、その他の報酬等)の総額 ※個別開示は現行法から変更はなく任意開示 ※社外役員についても同様に種別別の総額開示が求められることとなる</p> <p>② 上記①に業績連動報酬等・非金銭報酬等を含む場合は、次の事項</p> <ul style="list-style-type: none">- 業績連動報酬等に係るKPIの内容、及び、その選定理由- 業績連動報酬等の額又は数の算定方法- 業績連動報酬等の額又は数の算定に用いたKPIに関する実績- 非金銭報酬等の内容 <p>③ 「報酬等の決定方針」を定めている場合は、次の事項</p> <ul style="list-style-type: none">- 当該方針の決定の方法- 当該方針の内容の概要- 個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会・報酬委員会が判断した理由 <p>④ 取締役その他の第三者が個人別の報酬等を決定した場合は、次の事項</p> <ul style="list-style-type: none">- 個人別の報酬等の内容の全部又は一部を決定した旨- 委任を受けた者の氏名及び当該内容を決定した日における地位・担当- 委任した権限の内容及びその理由- 委任した権限が適切に行使されるために講じた措置の内容 <p>⑤ 役員報酬等として交付した役員区分ごとの株式の総数及び人数 (役員退任後に交付したものを含む)</p>
その他の開示	<p>⑥ 株主総会決議等による定めに関する次の事項</p> <ul style="list-style-type: none">- 定款の定めを設けた日又は株主総会決議の日- 当該定めの内容の概要- 当該定めに係る役員の員数 <p>⑦ 社外取締役の期待役割に関して行った職務の概要</p>

赤字記載部分は改正案から変更又は追加された部分